

社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金支給要領

(趣旨)

第1 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での物価高騰による社会福祉施設及び医療施設等の負担の軽減を図り、適切で質の高いサービスの安定的な提供を維持するため、社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給することとし、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により必要な事項を定める。

(支援金の概要)

第2 支援金の概要は、以下のとおりである。

(1) 支給対象者

支援金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次のアからウまでの全ての要件を満たす者とする。

ア 令和5年1月1日（以下「基準日」という。）において、岩手県内に所在する別表1から7までの施設・事業所等を運営している法人・個人であること。

イ 基準日において、事業の実態（事業を実施している）があること。

ウ 申請日において、事業継続の意思があること。

(2) 支援金の額及び要件

別表1から7に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる施設・事業所等については支援金の支給対象外とする。

(1) 基準日時点で休止又は廃止の届出をしている施設・事業所等

(2) 設置者が県又は市町村である施設・事業所等（指定管理者制度による運営も含む）

(3) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が開設、運営又は出資する施設・事業所等

(4) 上記のほか、本支援金の目的に照らして適当でないと知事が認めた施設・事業所等

(支給申請)

第3 支援金の支給を受けようとする者は、別に定める期日までに別表8に定める書類を、知事に提出するものとする。

(支給の決定)

第4 知事は、第3に規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金支給決定通知書（様式第5号）により当該申請をした者（以下「申請者」という。）にその旨を通知するとともに、支援

金を支給するものとする。

- 2 知事は、支援金を支給しないことと決定したときは、その旨を社会福祉施設及び医療施設等物価高騰対策支援金不支給決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、支援金の支給に当たっては、支援金の支給の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（申請書類の保管）

第5 申請者は、支援金の支給後においても、支給申請書類及びその証拠書類等を5年間保存し、知事から提出を求められた場合には、速やかに提出するものとする。

（調査等）

第6 知事は、支援金の支給に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（支給決定の取消）

- 第7 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- （1） 偽りその他不正な手段により支援金の支給決定を受けたとき。
 - （2） 支援金の支給決定の条件又はこの要領の規定に違反したとき。
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、知事が不相当と認める事由が生じたとき。

（返還）

第8 知事は第7の規定による支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に支援金を支給しているときは、期限を定めて当該支援金を返還させるものとする。

（その他）

第9 この要領に定めるもののほか、支援金の支給に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年1月26日から施行する。